

自ら避難することが困難な高齢者や障がいのある人を災害時に支援 避難行動要支援者名簿を作成しています

☎福祉課 高齢福祉係 ☎773・6667

市では、災害時に自力で避難するのが困難な人（避難行動要支援者）に迅速な避難支援を行うため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

対象者

- 次のいずれかに該当する人
- ・要介護認定3以上の認定を受けている
 - ・身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている
 - ・療育手帳Aの交付を受けている
 - ・侵襲的人工呼吸療法・非侵襲的人工呼吸療法難病患者
 - ・頻回吸引を要する難病患者
 - ・在宅酸素療法難病患者
 - ・在宅人工透析療法難病患者
 - ・日常生活動作が低下しているか、災害時に移動が困難な難病患者
 - ・その他市長が支援の必要を認めた者
- ※施設、病院などに長期の入所・入院をしている人は対象外

名簿の登録内容と用途

登録内容 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、支援を必要とする理由

用途 行政区などで災害時や地域での見守り活動、防災訓練などの際に活用します。

※災害時には、名簿情報の提供への同意がなくても情報を行政区などに提供します

名簿の登録手続き

今年度新たに新たに対象となった人、今までに対象となったが同意書を提出していない人に「避難行動要支援者名簿登録 情報提供同意書」を送付します。同意書を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

※同意しない場合も提出が必要です

9月の城内診療所 診療担当医師(予定表)

受付・診療時間 午前：月～土曜日 〈受付〉8:00～11:00 〈診療〉9:00～
午後：火～木曜日 〈受付〉12:30～15:00 〈診療〉13:30～

※月・金曜日の午後は新型コロナワクチン接種のため休診となります

◎来院時はマスクの着用をお願いします。

☎城内診療所 ☎775・2009

月		火		水		木		金		土		日
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	休診日
◎午前のみ自宅まで送迎します。(原則、城内・五十沢・大巻・大崎地区) 電話か窓口でお申し込みください。						1日	2日	3日	4日			
						高橋	高橋 ※	休診	休診			
5日		6日		7日		8日		9日		10日		11日
高橋	※	田中		松田		田中		高橋	※	福本	休診	休診
12日		13日		14日		15日		16日		17日		18日
高橋	※	田中		松田		高橋		高橋	※	休診		休診
19日		20日		21日		22日		23日		24日		25日
休診		田中		松田		田中		休診		高橋	休診	休診
26日		27日		28日		29日		30日				
休診		田中		松田		高橋		高橋	※			

